

事 務 連 絡
平成28年6月30日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

「平成28年熊本地震に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等について」に関するQ&Aについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

被保険者の報酬月額の特例保険者算定を行う際の手続については、「平成28年熊本地震に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等について」（平成28年6月30日付け保保発0630第2号）でお示したところですが、この通知に関連して、取扱いの詳細についてのQ&Aを別紙のとおり作成しましたので、事務の実施に当たって御留意いただきますようお願い申し上げます。

標準報酬月額の特例保険者算定に関するQ & A

1. 要件

Q 1 「報酬が一時的に変動した」とはどのような場合を指すのか。

A 平成28年4月～6月までの期間中に支払われた残業手当等が、平成28年熊本地震の影響により他の期間と比較して著しく増加したため、平成28年4月～6月までの報酬月額の平均と、平成27年7月～平成28年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差が生じたものの、平成28年8月までに支払われた報酬が減少し、従前の支払額の水準に戻った場合を指す。

Q 2 4月に定期昇給を行い、それにより7月に随時改定の要件を満たす従業員がいるが、その従業員についても1年間の報酬月額の平均による保険者算定を行えるのか。

A 平成28年4月から6月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金変動が起こり、従前の標準報酬月額等級と比較して2等級以上の差が生じた結果、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、特例保険者算定を行うことはできない。

Q 3 特例保険者算定を行うことができる業種や職種などに制限はあるか。

A 業種や職種、事業所の所在地を問わず、平成28年熊本地震の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動した場合は全て対象となる。

Q 4 報酬の変動が平成28年熊本地震によることを判断する基準はあるか。

A 平成28年熊本地震の影響による変動か否かは、事業主から提出された申立書に基づき判断する。

Q 5 報酬の支払額が従前の水準に戻った場合とはどのような場合を指すか。

A 残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまった場合を指す。

なお、支払が戻った後の報酬月額が年間平均の報酬月額よりも減少した場合も、従前に戻った場合に含めて取り扱う。

2. 手続

Q 6 申立書や同意書の様式は何を用いれば良いか。

A 申立書に関しては、本事務連絡の別添様式例（記載例）1を使用されたい。申立書には、業務内容及び平成28年4月～6月にかけて報酬が増加した理由を記載すること。同意書に関しては、別添様式例2を使用されたい。

Q 7 今回の特例保険者算定を行うために、被保険者報酬月額算定基礎届の備考欄にはどのように記載すればよいか。

A 算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載し、年金事務所に提出する。

Q 8 報酬が一時的に変動したことをどのように確認し、対応すれば良いか。

A 賃金台帳の写しを確認したうえで、以下のように対応されたい。

① 7月1日の時点で、既に報酬が従前の水準まで減少したことが確認できる場合

- (例) ・ 報酬が4月に増加し、5月に減少した場合
・ 報酬が5月に増加し、6月に減少した場合
・ 報酬が4月に増加し、6月に減少した場合

② 7月1日の時点で、依然として報酬が増加したままの場合

- (例) ・ 報酬が4月に増加し、7月に減少した場合
・ 報酬が5月に増加し、8月に減少した場合
・ 報酬が6月に増加し、8月に減少した場合

①②のいずれの場合においても、事業主からの申立書と賃金台帳の写しにより、報酬が8月までに従前の水準に減少したことが確認できた場合は、提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行う。また、既に定時決定を行っていればそれを取り消したうえで、再提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行う。

Q 9 特例保険者算定の取扱に関する事項のうち、今回のQ & Aで示されていない事項は、何に基づき取り扱えばよいか。

A 『健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて』の一部改正等に伴う事務処理等について」に関するQ & Aについて（その2）（平成23年7月1日付け事務連絡）に準じて取り扱われたい。

〇〇年金事務所 様

平成28年熊本地震の影響により一時的年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、平成28年熊本地震の影響により、平成28年4月から6月までの間が、以下の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」（年間）にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

（理由）

当事業所はタクシー業務を行っており、タクシー運転手である被保険者においては、今回の震災の影響で4月・5月の稼働率が高くなり、売り上げがいつもの月の数倍にもなったことから、被保険者の給料額にも反映され月の平均が約30万円になった。

それ以前は、平均が約10万円前後であり、現在及び今後においても、通常の給料額に戻り給料額があがることはないため、このまま4～6月の平均にて定時決定されると、標準報酬月額が高くなり保険料を納めることは困難と予想される。

また、年金を受給している者がおり、停止になってしまう被保険者がおり、生活にも支障をきたすことになる。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、
厚生年金保険 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- ・ この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・ なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額	前年7月～本年6月の平均額	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額	本年4月～6月の平均額	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名 ⑩

【備考欄】